

郡山市配食サービス活用事業事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市配食サービス活用事業実施要綱（以下「要綱」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用変更時のアセスメント)

第2条 要綱第8条第2項に規定する、必要に応じてアセスメントを行う場合とは、第10条第1項に規定する利用変更時において、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 前回アセスメント時から利用者の介護認定の有無、世帯構成、身体状況又は健康状態に変更があったとき。
- (2) 利用する介護保険サービス又は総合事業の内容に変更があったとき。
- (3) 前回アセスメント時から1年以上経過したとき。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。